

太陽光発電設備等の道路占用許可対象物件の追加について（その1）

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

栗本係員

冬は日差しが気持ちいいな～。こう暖かいと眠気を誘って眠く……。

竹林係員

そうですね、暖かくていいですよ。って、栗本さん、勤務中に寝ないでください！

栗本係員

ね、寝てないって！……あ、そうそう、日差しといえば、道路法施行令（以下「令」という。）第7条が改正されて、道路占用許可対象物件として新たに太陽光発電設備が追加されたね。

竹林係員

（誤魔化しましたね……）太陽光発電設備以外にも、風力発電設備と津波避難施設も今回の改正で追加されましたね。（資料1参照）

栗本係員

そうだね。施行まではもう少し時間があるけど、それまでの間に問い合わせも多くなるだろうから、内容の再確認をしておこうか。まずは、改正の背景は何だったかな？

竹林係員

太陽光発電設備については、規制・制度改革に係る方針（平成23年4月閣議決定）において「太陽光発電設備について、…道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る」こととされ、検討を進めた結果、今回の追加となりました。

栗本係員

ほかにも、国土交通省が行った道路空間のオープン化に係る提案募集（平成22年6～7月）等においても、太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「太陽光発電設備等」という。）を道路区域内に設置したいとの提案が民間事業者等から寄せられていたようだね。

竹林係員

そうですね。津波避難施設については、平成23年3月に発生した東日本大震災における津波被害等を踏まえ、津波対策の1つとして、地形、土地利用状況等の制約もあることから、道路区域内への津波避難施設の設置を検討している地方公共団体等もあり、占用許可対象物件として認めてほしい旨の要望が寄せられていたからです。

栗本係員

そうだね。ま、背景はそんなところだね。あと今回追加された物件は、比較的広範囲にわたって占用希望が見込まれるから、占用の場所に関する基準も改正されるよね。

竹林係員

はい。太陽光発電設備等及び津波避難施設は、令第10条の一般工作物等の占用の場所に関する基準によれないものとして、同条本文の「一般工作物等」から除かれ（資料2参照）、新令第11条の6において新たな基準が定められています。（資料3参照）

栗本係員

現行の令第11条の7の食事施設等の占用の場所に関する基準と同じだね。だから、令第11条の7に太陽光発電設備等及び津波避難施設を含め、これまでの占用の場所に関する基準と同様、道路交通に支障を及ぼすことのないように、道路区域内の地面に接する道路の部分は車道以外の部分とし、また、歩道等に設ける場合には歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保の観点から、一定の幅員が確保されていることが必要であることとされたんだ。

一般工作物等に関する、路面との離隔距離等の地上で設ける場合のその他の基準（令第10条第1号ロ・ハ）並びに地下、トンネル上、高架下及び連結路附属地に設ける場合の基準（同条第2号、第3号、第4号及び第5号）については、食事施設等と同様に、太陽光発電設備等及び津波避難施設についても準用されるんだってね。

竹林係員

占用の場所に関する基準以外の基準は、特別な定めがないので他の物件と同様ってことですよね。

栗本係員

そうだね。占用の期間、構造、工事实施の方法、工事の時期及び道路の復旧の方法に関する基準は、現行の第9条及び第12条から第15条までの基準が適用されるんだ。

竹林係員

占用料の額は、占用面積1平方メートル当たり1年で、太陽光発電設備等については甲地：2,100円、乙地：1,000円、丙地：820円となっていて、津波避難施設については、A（近傍類似の土地の時価）に0.028を乗じて得た額とされていますが、2つの違いは何でしょうか？

栗本係員

えっ！？ えーっと・・・。

渡邊課長

それは、占用料の額の算出にあたって定率物件とするか定額物件とするかの違いだよ。

栗本係員

あ、課長！

渡邊課長

占用料の額は、物件を設けようとする場所ごとに近傍類似の土地の時価を評価してこれに使用料率を乗じて算定することを基本としていて、この方法で占用料を算定する物件のことを定率物件と呼んでいるんだ。一方で、電柱や電線のように申請件数が膨大で1件ごとに地価を評価することが困難な物件については、固定資産税評価額を基礎として算出した道路の地価に相当する額に使用料率を乗じた額を定めているんだ。この方法を用いると申請件数が膨大な物件であっても迅速に事務が処理できるよね。この方法で占用料を算定する物件のことを定額物件と呼んでいるんだ。

太陽光発電設備等は、最近の再生可能エネルギーへの関心の高まりから、多数の占用許可申請が想定されるよね。例えば道路の法面や連結路附属地への設置、アーケードやバス停上屋等への添加などね。そのため定額物件とし、固定資産税評価額を基礎として算出した道路価格に使用料率を乗じて算定した額とされたんだよ。

竹林係員

津波避難施設は、津波による浸水が想定される区域で、かつ、周囲に避難可能な高い場所がない場合に設けられるもので、大量の申請は想定されないことから、定率物件とし、近傍類似の土地の時価に使用料率を乗じて占用料の額を算定することとされたんですね。

渡邊課長

そのとおり！竹林さんはよく勉強しているね。

栗本係員

（まさか、勉強して知っていたのに僕を試した・・・？さらにできるようになったな、竹林さん！）

竹林係員

道路法施行令に書かれていることは以上ですけど、もう少し細かい基準もほしいところですよ。

渡邊課長

それは施行までの間に、本省から発出されるんじゃないかな？そのときにまた勉強しようか。

栗本係員・竹林係員

はい！

（続く）

資料 1

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四～十三 （略）

資料 2

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一～五 （略）

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）

（太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準）

第十一条の六 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設又は同条第八号に掲げる施設（以下この条において「太陽光発電設備等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

- 一 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。
- 二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

2 第十条第一号（口及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、太陽光発電設備等について準用する。